

玉村町立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月策定

第1章 本計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

現在、教育現場における教職員の業務は多様化・高度化しており、その結果、長時間労働や過重な業務負担が大きな問題となっている。これにより、教職員の健康状態の悪化や、教育活動の質低下、さらには離職率の上昇といった課題を招いている。

玉村町では、これまで、教職員の働き方改革を推進し、業務量の適正化と心身の健康確保を目的とした様々な施策を展開しているところであるが、持続可能でより質の高い学校教育の実現に向け、教育職員の働き方の見直しと健康管理の強化は急務である。

国においては、教師の処遇改善、学校における働き方改革の一層の推進等を図るため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を改正するとともに、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を改正した。これにより、服務を監督する教育委員会は、国指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること等が義務付けられた。

このような状況を踏まえ、玉村町の実態に即した具体的な目標と取組を定め、教職員の業務負担軽減と健康確保を図るとともに、学校における働き方改革の更なる取組を進めていくことを目的とし、ここに「玉村町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

(2) 計画の対象

本計画は、玉村町内の公立小中学校（以下、各学校）に勤務する教職員（給特法第2条第2項に規定するもの）を対象とする。なお、事務職員、学校栄養職員については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。町費任用職員や非常勤職員についても、可能な範囲での業務負担軽減や健康確保の配慮を行う。

(3) 計画期間

令和8年度から令和11年度までの4年間の計画期間とし、期間中は計画に基づく取組を着実に実施するとともに、年次ごとに進捗確認と評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

第2章 玉村町の状況

(1) 在校等時間の定義

本計画における「在校等時間」とは、国指針に示されている「在校等時間」を基本とし、具体的には、以下①+②-③-④の時間とする。

- | |
|---|
| <p>①給特法第6条及び県条例第7条第2項に規定される業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務を行う時間も含め、教員等が校内に在籍している時間であって、外形的に把握することができる時間</p> <p>②校外における勤務で、職務として行う研修への参加や、児童生徒の引率等の職務に従事している時間等、超勤4項目以外の業務に従事する場合も含め、外形的に把握できる時間</p> <p>③所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間及び休憩時間等、勤務時間から除くべき時間として、当該教員等が申告した時間</p> <p>④上記の他、在校等時間として、合算しないことが適当であると校長が判断した業務に従事した時間</p> |
|---|

(2) 在校等時間の記録方法

- ・在校等時間の記録については、校務支援システムの出退勤時間記録機能を活用する。
- ・当該記録は、公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、各学校において、その管理及び保存を適切に行う。
- ・当該記録については、記録が行われた年度を除き、3年間保存する。

(3) 玉村町立各学校の現状

①時間外在校等時間の状況（年間平均）

小学校	月平均時間	月45時間超の割合	月80時間超の割合	年360時間超の割合
令和4年度	30 : 32	20.4%	0.7%	48.0%
令和5年度	30 : 42	21.2%	1.2%	47.6%
令和6年度	28 : 58	19.5%	0.7%	44.6%
令和7年度				

中学校	月平均時間	月45時間超の割合	月80時間超の割合	年360時間超の割合
令和4年度	40 : 59	37.3%	8.9%	54.0%
令和5年度	39 : 47	40.7%	11.2%	66.2%
令和6年度	39 : 45	39.5%	10.5%	59.4%
令和7年度				

②ワークライフバランスとメンタルヘルスに関する現状（学校共済組合ストレスチェック結果より）

	働きがい（4点満点）			仕事や家庭の満足度（8点満点）		
	小学校	中学校	組合平均	小学校	中学校	組合平均
令和4年度	3.3	3.3	3.2	6.1	6.2	6.1
令和5年度	3.4	3.2	3.2	6.3	6.2	6.3
令和6年度	3.4	3.5	3.2	6.4	6.3	6.1
令和7年度	3.3	3.4	3.2	6.5	6.3	6.2

玉村町の教職員の平均時間外在校等時間は、小学校で月平均30時間程度、中学校で約40時間程度となっているが、両校種ともに減少傾向にある。月80時間以上の時間外勤務者の割合は、小学校で1%未満と低いものの、中学校では10%前後と高い水準を示している。年間360時間超の時間外勤務率は、小学校で約45%、中学校で約55～66%と高く、中学校では特に休日の部活動にかかる時間外勤務が多くを占めている。部活動の地域展開を促進し、部活動顧問の負担軽減を図る改革の推進が急務である。

ワークライフバランスやメンタルヘルスに関する現状では、毎年実施しているストレスチェックの項目の一つである「働きがい」や「仕事・家庭の満足度」において、小学校と中学校間で大きな差は認められず、全体的に安定した結果となっている。また、それらの数値は共済組合の平均値を上回る良好な状態である。しかし長時間勤務と重なることで、教職員の健康への影響が懸念される。

以上のことから、玉村町においては、継続的に学校における長時間勤務を是正するとともに、教職員の心身の健康確保に向けた施策を推進していく。

第3章 本計画の目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標 (令和11年度まで)

- ①月時間外在校等時間の平均時間 …… 30時間程度にする
- ②月時間外在校等時間が45時間超えの割合 …… 10%に削減する
- ③月時間外在校等時間が80時間超えの割合 …… 0%にする
- ④年間時間外在校等時間が360時間超えの割合 …… 30%に削減する

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ①ストレスチェックの項目「働きがい」の数値 …… 3.4以上を維持する
- ②ストレスチェックの項目「仕事や家庭の満足度」の数値 …… 6.4以上を維持する

第4章 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

玉村町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。また、通学路については、玉村町教育委員会が、県、警察、町担当部局等と連携し、安全点検を継続的に実施し、安全を確保する。

○過剰な苦情・不当要求への対応

- ・過剰な苦情や不当な要求への対応については、スクールロイヤーや臨床心理士など、専門的知見を有する専門家と連携し、事案に応じた助言や支援を受けられる体制を整える。
- ・各学校は、教育的配慮の範囲内で適切に対応する。また、教職員が一人で課題を抱え込まないように、組織的な体制を整備する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

○各種調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法などを精査し、各学校の事務負担を軽減する。

○部活動の地域展開及び適正化

- ・令和9年度末までに、原則、休日の全ての運動部活動の地域展開・地域連携を実現する。また、平日の活動についても、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置等により可能な範囲で進める。
- ・町内2つの中学校の部活動数を適正化していくために、部員や顧問教諭の実態に応じた拠点校部活動を推進する。

○水泳指導及び学校プール施設の管理

- ・水泳指導及び学校プールの管理業務については、学校プールの老朽化や地域の実態に応じて民間施設等の活用を進めていく。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や教材・教具の作成等を補助する、スクールサポートスタッフを全校に配置する。
- ・ICT機器、校務支援システム等の整備により、校内での情報共有及び授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

○多様化する児童生徒・家庭への課題対応

- ・町費任用職員（たまむらプラン、校内教育支援センター支援員、特別支援学級補助員、介助員、図書整理員、日本語指導員）の任用を拡充することで、人的負担を軽減するとともに、各学校における柔軟な活用を推進する。
- ・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門的な知見を活用し、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。特に、県費任用SC・SSWの勤務時間で不足する部分については、町費により時間延長等が可能な体制を継続して整備していく。

○時間外の留守番電話機能の設定等

- ・勤務時間外については、留守番電話または自動応答の設定等を継続する。
- ・保護者や地域住民に対しては、対応可能な時間帯を明確に周知する。

（２）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の心身の健康を守ることは、教育の質の向上に直結する重要な課題であり、玉村町においても喫緊の対応が求められている。教職員の心身の健康の保持増進及び働き方改革の一環として、以下の取組を計画的かつ継続的に推進し、健康と福祉の両面から支援体制の充実を図る。

○働きやすい職場づくり

- ・職員室での雑談等、コミュニケーションの時間を大切にするなど、教職員の同僚性が高く働きやすい職場環境の整備を進める。
- ・ハラスメント防止に向けて風通しのよい学校づくりを進める。

○有給休暇の取得促進

- ・教職員が計画的かつ連続的に年次有給休暇を取得できるよう、環境整備を進める。（年15日以上推奨）
- ・年次有給休暇以外の休暇（育児・介護等）促進のため、休暇制度について周知を図る。
- ・定時退校日や一斉閉校日の設定を推進し、学校全体で休暇取得を促進する文化の醸成を図る。

○メンタルヘルス研修の実施と相談窓口の利用促進

- ・心の健康の保持増進とメンタルヘルス不調の予防を図るため、階層別メンタルヘルス研修、セルフケア研修等への参加を積極的に推進していく。また、公立学校共済組合による各種相談事業を教育職員が気軽に安心して利用できるよう、更なる周知を図る。

○ストレスチェックの実施と結果の活用

- ・全教職員に対して年1回以上のストレスチェックを実施し、教職員自身によるストレス状態の把握を支援するとともに、メンタルヘルスケアに関する情報提供やメンタルヘルス研修を通じて、メンタルヘルス不調のリスク低減を図る。また、集団分析結果を活用した管理監督者向け研修及び個別相談、良好事例集の周知等により、職場環境の改善を図る。

○医師面接指導の実施

- ・ストレスチェック結果により、医師による面接が必要と判断された場合や月80時間を超える時間外在校等時間が発生した場合には、労働安全衛生法に基づき、産業医による面接指導が可能な体制を整備する。また、面接後のフォローアップ体制として、管理職の指導の下、産業医やスクールカウンセラーとの連携を強化するとともに、必要に応じて勤務軽減措置を講じるなどの対応を図る。

第5章 実効性の確保

(1) 玉村町教育委員会における取組

- 玉村町教育委員会は、学校の管理運営並びに教職員等の勤務時間管理及び健康管理について責任を負う立場にあることから、各学校における在校等時間の記録状況を把握、分析するとともに、長時間労働という働き方の改善に向けて、校長と連携しながら取組を推進する。

- 教職員の在校等時間の状況を、玉村町のホームページにて公表するとともに、進捗状況についての評価を毎年実施する。また、定例教育委員会及び総合教育会議において、計画の進捗状況を定期的に報告する。

(2) 町内各学校における取組

- 各学校は、休憩時間や休日の確保等、労働法制を遵守する。

- 各校長は、本計画及び学校における働き方改革の意義及び目的が校内において十分共有されるようにするとともに、各教職員の勤務状況等を把握した上で、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を継続的に進める。

- 各校長は、教員等の在校等時間を把握し、時間外在校等時間の上限指針の範囲を超えた教員等がいる場合には、業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、以降当該上限の範囲を超えることのないよう、速やかに必要な措置を講じる。

- 教職員は、学校における働き方改革の趣旨や目指すべき方向性を共有するとともに、在校等時間記録から、自らの働き方を振り返り、業務改善や効率化を意識しながら、業務を遂行する。

(3) 地域・関係団体等との連携に関する取組

- 玉村町教育委員会及び各学校は、保護者や地域住民によるボランティアだけでなく、企業及び大学等関係団体による協力が積極的に得られる体制を推進する。また、その実現のために学校における働き方改革や、本計画の趣旨等について、広く周知し、理解を得るよう努める。

- 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、地域・学校協力者会議等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。